

レンタル車いす

日常生活で車いすを一時的に必要とされる方
イベントや講習会等で、来場者用に利用したい方
学校での福祉体験授業などにもお使いいただけます。

※ 介護保険の認定がある方は介護保険でのレンタルが基本となります。



貸し出しについて

- ◆ 申請者は高松市在住の方であること（150cm以上対象）
- ◆ 一時的な利用であること
- ◆ 貸し出し期間は1週間（最長4週間まで延長可）
- ◆ メンテナンス協力金 1台200円（1回ごとに必要）

- ※ 原則、4週間を超える延長はできません。
- ※ 高松市社会福祉協議会各支所でも貸し出しできます。
- ※ 車いすを安全にお使いいただくためにメンテナンス協力金のご負担をお願いします。ただし学校、企業等が福祉教育のために利用する場合は不要です。



詳しくはお問い合わせを

TEL 087-811-5777

地域福祉企画連携係

月～金曜 9:00～17:00（祝日除く）

高松市福岡町二丁目24-10

